

官報

号外 昭和三十八年五月十七日

第四十三回 衆議院會議録 第二十四号

昭和三十八年五月十七日(金曜日)

議事日程 第二十二号

昭和三十八年五月十七日

午後二時開議

一 特定産業振興臨時措置法案
(内閣提出)及び市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案(田中武夫君外十名提出)の趣旨説明に対する質疑

二 地方行政連絡会議法案(内閣提出)の趣旨説明

第一 日本原子力船開発事業団法案(内閣提出)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

会期延長の件

特定産業振興臨時措置法案(内閣提出)及び市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案(田中武夫君外十名提出)の趣旨説明に対する質疑

地方行政連絡会議法案(内閣提出)
(前会の続)

昭和三十八年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

会期延長の件

特定産業振興臨時措置法案外一案の趣旨説明に対する春日一幸君の質疑

の趣旨説明及び質疑

日程第一 日本原子力船開発事業団法案(内閣提出)

日程第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)
屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後六時七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

会期延長の件

○議長(清瀬一郎君) 会期延長の件につきおはかりいたします。

本国会の会期は来たる二十二日をもって終了した事になっておりますが、五月二十三日から七月六日まで四十五日間会期を延長したいと存じ、これを発議いたします。

採決いたします。

会期を五月二十三日から七月六日まで四十五日間延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、会期は四十五日間延長するに決しました。(拍手)

特定産業振興臨時措置法案(内閣提出)及び市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案(田中武夫君外十名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) 特定産業振興臨時措置法案、及び市場支配的事業者の

経済力濫用の防止に関する法律案の趣旨説明に対する質疑、前会の議事を継続いたします。春日一幸君。

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 私は、民社党を代表いたしまして、特定産業振興臨時措置法案、並びに市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案について、政府並びに社会党提出者に対し、以降、重要な諸点について質問をいたします。

まず、政府に対し、特定産業振興臨時措置法案について伺います。

この法案は、要約すれば、貿易自由化対策とか、国際競争力強化策などを題目としたはありますが、その中身は、特定産業のための独禁法を骨抜きにして、いよいよその独占の強化をはかり、今後政府はこれら独占企業に対し、さらに資金上、税制上特の特遇を加えんとするものであります。言うならば、この法案は、大企業と保守政権のやみ結託に基づく経済クーデター立法とも断ぜられます。(拍手)しこうして、この法案は、あたかもそのクーデターによる革命家たちに対し、終身的にその独占的地位を国家が保証せんとするがごときものであります。これは、まさに民主制度圧殺の一大反動立法であると思ふのであります。したがって、この法案は、国民経済上含著するところきわめて深遠でありまして、その及ぼす影響は広範かつ甚大であります。そこで、私は、まず池田総理に対し、次の五点について質問をいたします。

その第一点は、池田総理は、一体独禁法による国家宣言をどのように認識

し、理解されているのか。このような横暴きわまる法案を提出されるようでは、総理はたして独禁法を尊重、擁護するの確固たる信念をお持ちであるのか、まず、この一点を明らかにいたされたいと存じます。

申し上げるまでもなく、独禁法は、戦前における日本経済のあり方に対して、当時、全国民が敗戦の廃墟に立つて真摯なる反省を行なった結果、わが国経済の民主体制を確立し、これを確保するために厳然として独占禁止政策を明定したわが国経済の基本憲章であるのであります。しかるに、その後、保守政権のもと、大企業は次第に失地を回復してばっこ跳梁し、ために独占禁止政策は次第に抑圧されるに至りました。加えて、数次にわたる独禁法の改悪により、今日においては、不況カルテルや合理化カルテルの結成すらが法制上あるいは事実上容認されて、いまや経済民主化の原則は、経済の高度成長のためという美名のもとに、いよいよ後退を余儀なくされているのがわが国経済の憂うべき現状であるのであります。しかしながら、公正かつ自由な競争という独禁法上の理念は、民主主義国家が全国民の利益を念頭に置いて経済の発展をはかりとうとする限り、これは不滅の真理と申すべく、この意味において、いまや危殆に瀕する独禁法を強化することこそは、むしろ、政府と国会に課せられたる緊急焦眉の一大要務であると思ふのであります。(拍手)しかるに、池田総理は、かかる国家的要請に逆行し、ここにこのような反動法案の強行成立を企てるがごときは、これは明らかに独禁法を骨抜きとし、これを死文化せんと

するものであつて、かくては、労働者、消費者、中小企業者、農林漁業者、その他関連事業者に及ぼす悪影響は、まさにおおるべきものがあると思ふのであります。

池田総理は、独占禁止法を今後ともこれを尊重し擁護せんとするものであるか、それとも、これを否定的に改廃せんとするものであるのか、この際総理の所信を明らかにいたされたいと思ふ。

質問の第二点は、池田総理は、国民経済を再編成し、しこうして、日本経済を戦前のような大企業優位の産業体制に復活せしめることを計画しておるのではないか。この問題について伺います。

戦前の日本資本主義機構があのようにな不動の地歩を築いたのは、実にそれは当時熾烈に実行された産業合理化運動の結果によるものであることは明らかであります。すなわち、昭和五年に重要産業合理化のため、当時の商工省に臨時産業合理化局が設置され、次いで、昭和六年に重要産業統制法が制定されて、以後、国家の手によるカルテルの結成が強制されて、大企業優位の産業体制が確立され、これが基礎になつてその後の臨戦体制や戦時体制の展開を見るに至つたことは、われら国民の脳裏から離れ得ない冷徹なる歴史的事実であります。実に戦前のこの重要産業統制法の亡霊が、今日ここに装いを變えて、再びその魔性の力をほしきまゝにしよとするのがこの特定産業振興臨時措置法案であります。この法案のていさいは、さまざまに技巧、粉飾されてはおりますが、その骨子においては、かつての重要産業統制法

と何ら異なるところはありせん。したがひまして、この法案は、かの重要産業統制法のごとく、日本の将来の歴史的運命を決するほどの重大意義を持つ天下の悪法となるおそれはないか、最も警戒を要するところでありませう。

総理は、この法律の持つ経済的効果と、国民経済に与える影響をどのように判断されておられるのか。本法案は、かの重要産業統制法とその性格と機能において一体どこが違ふか。この際、総理の見解と池田内閣のいわゆる新産業体制なるものの構想について述べられたいと思ふ。

質問の第三は、池田総理は、意識的に、あるいは無意識的に、ここに官僚統制強化の道を開こうとしておるのではないか。この関連について伺います。

この法案には、特定産業の指定とか振興基準の作成とか、いわゆる新産業体制づくりについて官民の協調方式を打ち出しておりますが、ここに巨額の金融と財政をささえとし、また、租税特別措置をその発展と成長の基礎としてきた独占企業が、これらの諸問題について官僚に對し對等の立場で話し合えるわけはなく、ゆえに、しよせんは、これが官僚統制におちいるであらうことは必然の帰趨とされているところでありませう。言うならば、この法案は、官僚が直接に経済へ関与すること、強め、事実上官僚がカルテルやトラストの結成を強制することになるものであります。官僚統制が全国民にいかにも多くの弊害をもたらしたか、その害毒については、いまさらここにちやうちよりするまでもありません。

池田総理はこれらの問題点をいかに見るか。万一、あの敗戦の責任の一半をになり官僚が、鉄面皮にも、この法律によつてかつての権力の復元を策するがときとあらば、わが国民主政治の前途、まさにおおるべきものがあつておるべきではないか。(拍手)これに對する総理の御所見はどうかでありますか。責任ある御答弁を願ひます。

質問の第四は、池田総理は本法案の提出にあつて、公正取引委員会の意見をたして十分に尊重したかどうかといふ、この点について伺います。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する機関ではあるといはしめて、いわゆる行政委員会として、行政的権限と準司法的権限を有し、独禁法という経済憲章の守護者として特異の地位を認められてゐるものであります。したがつて、独占禁止政策に關する限り、その意見は十分に尊重されなければなりません。政府の本法案提出の経過におもひみるに、公正取引委員会としては、独禁法の最も主要な適用対象である重要産業分野に對し、これが適用除外法を設けることは、実質的に独禁法を無効化し、その統一運用を妨げる結果になり、一般消費者や関連事業者の利益が十分に確保されないこととなるおそれがあるといはしめて、この法案作成の過程において終始反對を唱へたものであります。しかるに、池田内閣は、行政権は内閣に属するといふことを切り札として、当該産業界の要請を実現するために、無理やりに公取を屈服して本法案を策定いたしました。かくて、この法案は、公正取引委員会に對し、第二次的な地位と空虚な権限を付与することによつて、申しわけに、枯木も山のにぎわいのな役割を演ぜしめるに至りました。かくして、公正取引委員会は、もはや、わが国経済憲章の厳然たる守護者にはあらずして、いませう、なきがらとなつた独禁法の墓守にされようとしておるのであります。(拍手)

総理は、公正取引委員会の国家的権能をこのように喪失せしめて、それで今後のわが国の経済秩序が公正、妥当に維持できるとお思いであるか、池田総理の責任ある御答弁を願ひたいのであります。

質問の第五は、池田総理は、自己の経済政策の失敗を翻案せんとし、このとらにこのような誤れるびほう策をとらうとしてゐるのではないか。池田内閣の経済政策に對する基本的態度についてお伺いをいたします。

この法案は、わが国産業が、いまや過小規模の企業の群立によつてそれが過当競争におちいつたから、というものがその立法の理由とされております。しかしながら、このような企業の過多性と過小性をもちつたのは一体だれの罪でありませうか。すなわち、池田内閣は所得倍増計画を喧伝して、無秩序な設備投資をおおりに立て、これを輸入制限と為替管理によつて助長し、ために今日このような深刻な事態を招来するに至りました。これ、明らかに池田内閣の無定見で、すばらな経済政策の総合集積したものにほかなりませぬ。しかも、池田内閣は、この明白なる因果關係のごとくにしつらえて、たかも別問題のごとくにしつらえて、ここに貿易自由化とか国際競争力の強化などの名目をかりて、この法案の必要性と妥当性を理由づけんとしておる。

のであります。まことに責任を回避し、政策の本末をやまつの最もはなはだしきものと申さなければ相なりませぬ。(拍手)

総理は、この際、かかる法案を提出する前に、財政金融、租税、組織等、その施策の全般について、労働者、農民、中小企業等、国民大衆の立場を基礎として、あらためて政策の基本を根本的に改めるべきであると思ひ、総理の御所見はどうかでありますか、この際御答弁を願ひたいのであります。

次は、福田通産大臣に質問いたします。

質問の第一は、福田通産大臣は、この法案によつて労働者、消費者、中小企業者、農林漁業者、その他関連事業者の利益を十分に確保することができると考えておられるのか。ここに、通産大臣は、今後この法案の主役を演ずる責任の地位に立つことになるのであります。この法案のかねともいふべき特定産業の振興基準の作成については、主務大臣、大蔵大臣、産業界代表及び金融界代表の四者が協議して決定することになっており、そこには労働者代表はもとよりのこと、消費者、中小企業者、農林漁業者その他関連事業者の利益を代表する者は一人も協議の当事者に加へられてはおりませぬ。また、特定産業について、現実的に共同行為や企業合併が行なわれようとする場合には、これらのものの利益は公正取引委員会によつて間接的、消極的に取り扱われるにすぎないたてまつておるのであります。要するに、この法案は、国民大衆を全くのつんぼさじきに放置してゐるのであります。まことに、この法案は、独占資本

や金融資本の支配体制を強化することだけに盲目的に没頭し、他の国民への影響など、まるで意に介してはいない。唯我独尊のガリガリ立法にはかなりまじい。(拍手)ここに、わが国においては独占の大企業は常に最大限に利潤の追求をこれ事とし、いまだかつて全国民の利益のために行動したという実績はありません。

このように、資本家と経営者がここにあらためて官僚と癒着して、そこに競争企業が新しく出現することを封殺し、もってその生産と価格について決定的支配力を握ることとなった場合、将来の日本経済は一体どのようなことになるのであるか。この際、通産大臣より、国民大衆が抱くこれらの不安について納得のできる御説明をお願いしたいのであります。

質問の第二は、福田通産大臣は、大企業優位の産業体制を確立するためには、独禁法や公正取引委員会の存在を無視して、それでわが国の経済秩序が維持できると考えておられるのであるか。この点について伺います。

この法案を見ると、いわゆる新産業体制づくりなるものは、主務大臣によって強力に推進されることになっております。ために、公正かつ自由な競争という独禁法の理念は全くじゅうりゃんされ、独禁法の眼目である私的独占と不当な取引制限は、この法律によって公認されることになり、かくて、公正取引委員会は、主務大臣のかたわらから、ぼそぼそと、受け身の立場で、形式的に認可したり同意したりする役柄に格下げされることになるのであります。戦後、日本の政治と経済を民主的に建設するために、日本国憲法とこ

の独占禁止法が全国民のいかなる決意のもとに制定されたものであるか、当時の立法の経緯を回顧すれば、かかる反動立法を無理押しするがときは、とうてい日本国民の一人として良心の許すところではないと思いが、この際、通産大臣の御所見を明らかにいたされたいと思ひます。

最後に、田中大蔵大臣に伺います。

質問の第一は、この法案は、国家権力が金融統制を強化することにならなにかという点についてであります。

この法案によると、政府は特定産業に必要な資金の確保につとめることになつておるのであります。が、いやはしくも、政府の資金確保義務がこの法文にこのように明記されております限り、政府は、少なくとも責任を持つて融資のあつせんを行なわなければ相なりません。このことは、結局、政府が資金上の介入権限を持つことになり、それは銀行の自主的判断による融資を妨げることになるものであります。これは実質的に融資規制そのものであります。これ、まさしく重要産業統制法の復元と軌を一にするものであります。まことに画期的な刮目すべき権力政策への出発と申さなければ相なりません。ここに、わが国金融のあり方については幾多の問題が山積いたしました。特に、金融機関の貸し出す資金の源泉は大衆貯蓄金であり、また、財政投融資の原資は、諸税その他これまた国民大衆の零細な資金の集積であることを忘れてはなりません。しこうして、大企業と金融機関の結託による偏向融資、集中融資の横行に対する国民怨嗟の声を耳をふさいではなりません。

しかるに、この法案は、これらの諸問題を黙殺して、特に金詰まりにあえぐ中小企業の困窮を外に、特定少数の重要産業と称する独占企業に対して、さらに集中的に金融を行なうとするものであるが、これは白昼堂々と居直り強盗的にその欲望と権力をむき出しにするものといふべく、かくのごときは国民を無視した冷酷非情の暴虐政治と申さなければなりません。(拍手)これに対する大蔵大臣の御見解はいかがでありますか、全国民の納得できる御答弁をお願いいたします。

質問の第二は、租税特別措置法の改正を、この法案はその附則で行なわんとおるが、大蔵大臣は、これは他日に悪例を残すことになるとはお考えになりませんか。この問題について伺います。

この法案によると、特定産業を営む法人の合併等の場合における課税の特例として、法人税または登録税を軽減することとしておるのであります。が、今日まで租税特別措置法の改正を他の法案の附則で行なつた例はきわめてまれであります。これは、租税特別措置法の規定が、負担の公平を著しく害する内容を持つものであるから、それは独立して、慎重な審議を要するものであるからには相なりません。しからに、田中大蔵大臣は、この慣行を無視して、あえて他日に悪例を残さんとしておるのであります。ここに租税特別措置法によってその減税利益を受けているものは大企業が主であつて、現状において、すでに租税負担のなほはだしに不公平を来とし、その根本的は正が強く叫ばれておりますこととに、さらにそのアンバランスの拡大を

あえて辞せないといふがごときは、いよいよ独善にして理不尽きまゝの態度と申さなければなりません。

大蔵大臣は、租税行政の責任者として、租税制度の権威とその秩序を確保するために、このような異様な法案の立て方は誠に慎むべきであると思ひ、御見解はいかがでありますか、責任ある御答弁をお願いします。

なお、社会党提出の市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案に対し、提案者に質問をいたします。

この社会党案は、私どもの検討によれば、独禁法が厳格に順守実行され、かつ、公取がその権能を正確に行使すれば、この種の法律をことさらに立法するの必要はないと思ひ、ここに社会党があえてこの法案の提出を行なつた積極的理由は何か、この際、提案者より御説明をお願いいたします。

以上、私は、民社党の立場から、特定産業振興臨時措置法案、並びに市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案に対し、特に重要とおぼしき諸点について質問を行ないました。総理並びに関係各大臣及び社会党提案者より、それぞれ明確なる御答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

【田中武夫君登壇】
○田中武夫君 ただいまの春日議員と昨日の板川議員の質問に対して、お答えをいたします。

まず、お二人の共通いたしました点は、本法案と独占禁止法との関係でございます。このことにつきましては、昨日自民党の浦野君の質問に対して詳細に答えておりますので、簡単に申し上げたいと思ひますが、御承知のよう

に、私的独占禁止法は、「一定の取引分野における」云々となつておつて、その範囲が限定されております。したがつて、独占、寡占の価格から一般消費者なり農民、中小企業を守るにはなお不足でございますので、本法案の内容のようないわゆるきめこまかな施策をもちまして、十分に独占、寡占の弊害から一般消費者や中小企業、農民を守つていきたい、このように考えておるわけでございます。

ことに、春日さんからは特に、社会党が本法案を提出いたしました積極的な理由は何か、かような御質問でございますが、御承知のように、政府原案は、国際競争力強化に名をかりまして、寡占、独占の状態をなお一そく大きくしようとするものであります。すなわち、独禁法に穴をあけ、これを大幅に緩和しようとするものであります。これに対してわれわれは、いま申しましたように、中小企業者、農民、一般消費者をこれらの弊害から守るために、積極的な理由をもつて提出いたしましたこととでございます。気心のわかつている春日さんのこととでございますから、十分にわかつていただいで、賛成をしていただけるものであらうと考えております。

板川君の質問の第二は、本法案の対象はどういふものか、こゝういふこととでございますが、先ほど来申し上げておりますように、政府の提出法案は、寡占、独占産業を国際競争力という名においてつくつていく、こゝういふこととでございます。そこで、具体的に提案説明においても業種に触れておきましたが、一、二の例をあげてみますと、業界におきまして大手数社、これではほとんどその

昭和三十一年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 特定産業振興臨時措置法案外一案の趣旨説明に對する春日一幸君の質疑

生産の大部分を占めておるのがたくさんあります。たとえば、ビールは大手三社で九八・八％、ナイロンは二社で一〇〇％、テトロンは二社で一〇〇％、フィルムは映画及びエックス線が二社で一〇〇％、ロールフィルムが二社で九六％、ガラスが二社で九六・六％、そういったような状態でありまして、経済企画庁の出しました三十七年度の経済白書にもかかる状態を指摘し、生産が上がつておるにいかかわらず、値段は一向に下がっていないということをいっておるのであります。(拍手)

そこで、その生産が上がつておるにいかかわらず、値段があまり変わっていないという例を二、三あげてみます。ナイロンは、昭和三十年の生産が八千七百六十トン、これに對しまして三十七年度は五万七千七百九十トン、このように伸びておまして、価格はトントン五十三百八十円が四千六百三十円になつておる程度にすぎないのであります。さらに、ビールにおきましては、三十年は四十一万一千四百十九キロリットル、三十七年には百四十八万三千三百三十キロリットル、このように伸びておますが、価格のほうは、昭和三十年で百二十五円、現在が百十五円、この十円の差は税金が安くなっただけで、中身は何も安くなっていないのであります。ガラスにおきましては、板ガラス二平方メートルを一箱として、またした場合に、昭和三十年が五百八十二万五千箱、三十七年度は千二百二十八万三千箱とふえております。ところが、値段は二千八百五十円から二千七百三十円、こういうような状態でございますので、この一事を見まして、いかに寡占、独占が暴利をむさ

ぼつておるか、こういうことがよくわかると思ひます。これをわれわれは対象といたしておるのであります。御質問の第三点は、独占価格にメスを入れようとするならば、あるいは物価安定をはからうとするならば、なお本法では不足ではないか、こういうような御意見でございますが、それは、本法が成立した後のその運用にかかつておると思ひます。政府が真に物価安定、一般消費者等の保護と真剣に取り組む、公正取引委員会の機構を強化し、そして、本法の目的に沿うところの運用をなさしめるものならば、相当の効果があらるものだと思つております。

なお、この際一言申し上げておきますが、本法案第四条二項の命令、たとえば差しとめ命令、価格引き下げ命令、そういうものに従わなかつたときに罰則がないではないか、こういうこととありますが、われわれは、これら経営者の良心に訴へまして、その事実を公表するといふ一応の紳士的態度をとつたのであります。だが、しかし、そういうことではだめだといふこととなら、罰則の強化も考えなくてはならないと考へておりますが、願わくは、そういうことのないように願ひたいのであります。

最後に、もう一言申し上げておきますが、現在でも、会社の合併、集中、それはどう進んでおるかとおししますと、三十七年から三十五年までは、年間大体三百件ないし四百件でございまして、ところが、三十六年になりまして六百件、三十七年には七百二十件と、政府の法案がないままの状態にいて、このような集中度でござい

ます。いわゆる、政府提出の特定産業振興臨時措置法が出てくるならば一体どういうことになるか、おそろしい状態ではなからうかと思ひますのでござい

以上をもつて答弁を終わります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇】
○国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。

自由主義経済のもとに立つわれわれとしては、独占の弊害を排除し、企業

の自主責任のもとに、公正かつ自由な競争をたてまえといたしております。独占禁止法は、あくまで守つていく覚悟でございます。ただ、新しい情勢に即応いたしまして、わが国の経済の発展をはかるために、今回の特定産業振興臨時措置法を提案したのでござい

ます。そのもとに流れておる精神は、やはり独占禁止法を守りつつ、新時代に即応するたてまえをとつておるのであります。

次に、御質問の第二点の、特定産業振興臨時措置法の、以前行なわれておりました重要産業統制法との相違につきましてお答え申し上げます。

御承知のとおり、重要産業統制法は戦時立法でございまして、販売カルテルあるいは価格カルテルによつて日本の産業を一定の方向に秩序立てようとしておるのを保持しておつたのでござい

ます。しかし、今回のこの特定産業振興臨時措置法は、そういう販売カルテルあるいは価格カルテルをねらつておりません。いわゆる生産費の切り下げによりまして経営の効率化をはかり、国際競争力を強めようとしておるのでござい

ます。その目的とするところが全然違つております。なおまた、重要産業統制法におきましては、いわゆる行政権の発動によつてこれを強制してござい

ましたが、今回は、法案が示しますがごとく、業者の申し出によりまして、業者の自主性を守りつつ、しかもまた、公取がこれをきめることにいたしておるのでございまして、前の重要産業統制法とは、ねらい、内容が全然違つておることを御了承願ひたいと思ひます。

なお、この法案は官僚統制にはならないかというお話でございますが、先ほど申し上げましたごとく、業者団体の自主性を尊重しておりますから、そういうことには相なりません。業者団体、金融界、そして政府の三者が一体となつて考へることになり、そして、最後の決定は公取委員会がきめることに相なつておるのであります。

なお、公取委員会の意思に反してという言葉がございましたが、当初はいざ知らず、私が関係してからは、公取委員会の気持ちを十分尊重いたして、両者の間に考へ方のそこはござい

ます。御質問の最後の、経済政策に失敗したからこういう法案を出した。これは春日さんのドグマでございまして、わが国の経済政策につきましては、世界各国の人がこれをいかに見ているかというところをお考へ願ひたいのでござい

ます。(拍手)

【国務大臣(池田勇人君) 答へをいたします。

振興基準、すなわち、特定のいわゆる重化学工業が中心であります。一つの産業をどういうふうにして合理的

に、しかも、よい、安い品物ができるよりにするかという振興基準というものを定めるにあつて、労働者や消費者等の利益代表者の参加を認めておらぬではないか、こういう御質問でございますが、この法案の第三条には、利害関係者の意見を聞いて振興基準を定めなければならないと書いてござい

ますから、この点は御心配をいたしましたかないでもよろしいと思ひのであります。

なお、それの上に、今度はそういうことによつて共同行為をやる、いわゆるカルテル的な行為をやる場合において、これを公正取引委員会が認可をするのであります。その認可にあたつては、労働者やあるいは消費者の利益を十分に考へなければならぬという法律が現存いたしております。二重にこの面を保護されておることとを御理解していただきたいと思ひのであります。

次に、この独占禁止法の目的であるところの、いわゆる私的独占と不当な取引制限という趣旨が、この法律がで

昭和三十三年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

特定産業振興臨時措置法案外一案の趣旨説明
治大臣の趣旨説明

おいて安い、よい品物をつくつて売り買ひをするようにしようというのが、自由化の精神であります。そして、その自由化を行なうのでなければ、日本の経済はこれ以上発展はできないわけでありまして、その場合に、自由化をしたときに、外国から安い、しかも、よい品物がどつと入つてくれば、消費者には一時的には非常にいい結果をもたらすのであります。しかしながら、これを製造してあるところの産業は、この輸入によつてみなつぶれてしまふことになるのであります。そうすれば、これに關係をいたしておりますところの経営者といわず、勤労者といわず、非常な打撃を受けて、それがひいては日本の経済に大きな悪影響を与えることは、これは御理解をしいただけると思ふのであります。(拍手)

そこで、そういうような立場において、しかも、なおかつ国民にいい、安い品物を与えるという独占禁止法の目的を實現いたしたためには、どうしても国内においてよい、安い品物をつくるというふうをいたさなければいけません。そこで、私たちは、この特定産業振興法というものをつくりました。これによつてよい、安い品物をつくり出すといつたのであります。それで、そうして、自由化をいたしたのでございまして、たとへば、そういうふうにある共同のカルテル行為をやつたといつたしまして、値段をつり上げようとしても、そのときには外国から安い、よい品物がどつと入つてきますから、国内でそんな値段を上げようと思つても上げられる道理はないのでございまして、これによつて、初めて日本の重化学工業を世界的な水準に一步

近づかせようというわけなのです。しかも、外国の重化学工業と日本の重化学工業を調べてみますと、資本においても、規模においてもまだ十分の一にも足りない。とうていいまの形で、これは競争がでないものであります。そこで、このいわゆる特定産業振興臨時措置法という法律によつて、そういうふうな日本の産業をりっぱに育てていこうというのが目的なのでありますからして、どうかこの点も御理解のないように御理解をしいただきたいと思ふのであります。(拍手)

【國務大臣(田中角榮君) 春日さんにお答えをいたします。】

私に対する第一の問題は、本法律案は、金融を国家権力の統制下に置いて、戦前の重要産業統制法のようなものになるのじゃないかということでございます。春日さんもそうお考えになつておられるわけではないと存じますが、この法案作成の過程において、このような考え方が起きては困るというところで、私たちの考えを十分反映をいたしておるわけでございます。この法案によつて、必要な産業体制を確立するために振興基準をつくり出すときに、金融界の代表も入りましてこの実情をよく理解をするということが趣旨でございます。これをもちつて、国家権力をもつて融資をせしめるといふような融資強制の面は全然ないのでございまして、これが戦前における重要産業統制法のような力を持つものでないことは明らかでございます。

それから第二の問題は、現在の財政金融原資は、国民大衆に還元をされておらないで、大企業に集中的に融資を

せられておるといふことでございまして、これにつきましては、三十八年度の予算御審議の過程においても十分申し述べましたとおり、三十八年度の財政投融資の計画だけをこらんになつていただきます。総額の四九・一％は住宅、生活環境整備とか、厚生福祉施設とか、文教施設とか、中小企業とか、国民大衆の生活安定のために必要などというよりも、直結する部門にこれを充てておるわけでありまして、なお、三三・五％にわたる面を国土保全や道路、運輸通信というふうな国民生活基盤の向上に資するように充てられておるわけでございます。残りの一七・四％さへも電源開発、輸出振興、石炭対策等に充てられておるのでございますから、本法案によりまして、国民の福祉を無視してある、また、大企業にこれらの資金が集中的に投資をせられるというふうなことは、當を得ないものと考へておるわけでございます。

第三の問題は、本法の附則で租税特別措置を行なうことは、租税特別措置法の改正そのもので行なうべきであるという御議論でございますが、この議論は、春日さんの御趣旨も十分私も了解いたしました。いままでのこれらの租税特別措置の問題に対しては、特別措置法の改正をもつて当てておりましたのが多いのでございまして、御承知のとおり、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律とか、防災建築街区造成法等によりましては、その附則で租税特別措置を規定いたしております。そういうことはあまり好ましくないことではないという御議論でございますが、私は租税特別措置法との關連

も十分検討して、本法においては附則で改正をすることがより合理的である、このような考えのもとに附則で租税特別措置を行なつたわけでございます。御理解賜りたいと思ひます。(拍手)

【議長(清瀬一郎君) 以上をもちまして質疑並びに答弁は終了いたしました。】

地方行政連絡會議法案(内閣提出)の趣旨説明

【議長(清瀬一郎君) 次に、内閣提出、地方行政連絡會議法案の趣旨の説明を求めます。自治大臣篠田弘作君。】

【議長退席、副議長着席】

【國務大臣(篠田弘作君) 地方行政連絡會議法案につきまして、その趣旨及び要旨を御説明申し上げます。】

今日、社会、経済の進展に伴う地域社会の広域化に相應し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様になつてくることに、各種の行政が相互に密接に相關連してまいつておるのであります。このようない地方行政の動向に對処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的に、かつ、円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協力を保ちながらその相互の連絡協力を保つておることを考へることが緊要と存ぜられるのであります。昨年十月、地方制度調査会におきまして、このような観点から、都道府県を越える広域行政についてこの種の連絡協議のための組織を設けるべき旨の答申がなされたのであります。このため、全国ブロックに地方行政連絡會議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に關係のある国の出先機関の長を加へまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の關係出先機関等との間の連絡、協議を組織的に行なわせ、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資せしめることとしたのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡會議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとしたのであります。この連絡及び協議を行なうための會議は、都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、關係のある管区行政監察局長、管区警察局長、財務局長、地方農政局長、営林局長、通商産業局長、陸運局長、海運局長、港湾建設局長、地方建設局長等をおわね教府県長の区域を管轄区域とする国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な關係を持つている機関の長で構成するものとしております。

第二に、會議の構成員は、協議のとおつた事項については、これを尊重してそれぞれその担任事務を処理するようにつとめるものとしたしまして、連絡協議の成果を、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしております。

次に、連絡會議と関係行政機関等との関係につきましては、連絡會議は、関係行政機関等に対して必要な協力を求めることができるものとするとともに、これらの機関からの求めに応じて関係資料を提出しなければならぬものとし、また、連絡會議は、必要に応じて、関係大臣、公共企業体等の長に対して意見を申し出ることができるものとするとともに、関係大臣は、所管事務について連絡會議の意見を聞くことができることとしたしました。

最後に、連絡會議の経費の負担、會議の結果の報告、その他連絡會議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が、地方行政連絡會議法案の趣旨及びその要旨であります。

地方行政連絡會議法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。阪上安太郎君。

○阪上安太郎君 私は、社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました地方行政連絡會議法案について質問をいたします。

戦後、わが国の地方自治は、憲法の保障するところとなりまして、一応、自治のいいさといふものを整えておるようでございます。が、しかし、財政的にはむしろ中央集権の度合いが強くなり、そのことのため、自治体は地方自治の本旨に基づく固有の事務をわずかに三割程度しか実施できないような状態で、地域住民と結びつくところの独自の仕事ができないため、自治行

政の特色と妙味を発揮することはできないのであります。そして七割を占める国からの委任事務に追い回されていくというふうな実情でございます。このようにいたしまして、財政中央集権はますます強化され、都道府県知事や市町村長、こういった人々は、国の委任事務に忙しかつて、財源獲得のためにうき身をやつつ、こういった情けない姿でございます。

いまや、地方自治体は、国の出先機関としての役割が主となって、本来の地方自治事務というものは従となり、このため地方自治に対する住民の不信が高まって、そのおもしろくないところは地方自治に対する住民の無関心となるのであります。このことは、今回の統一地方選挙の投票率が戦後最低であることが明白に物語っているものであります。このところ地方自治は真におそろべき危機に直面いたしておるのであります。自民党がこの統一地方選挙で、いわゆる中央に直結する地方自治を公約、強調いたしましたことは、ますます中央集権制への疑惑を国民に与え、地方自治軽視の風潮を誘い、ひいては政府内部にもこの地方自治軽視の風潮が広がります。官僚の独善的な地方支配が露骨になりつつあることは、これはまことに遺憾でございます。(拍手)

このような財政中央集権制の弊害が露呈されつつあるときに、さらに憂うべきは一つ、傾向が、実は頭をもたげてきたのであります。それは最近、広域行政に名をかり、行政中央集権制が復活している事実でございまして、財政中央集権制でもって、先刻申し上げましたように、地方自治が三割自治のみすばらしい姿になっておるときに、さらに行政中央集権制の台頭によりまして、自治体固有の権限が剝奪されようといはれておるのでございます。こうなつては、もはやわが国の地方自治というものは戦前の市町村制であるとか、あるいはまた府県制に逆戻りするにすぎない、わが国民主義の根底がくつがえされるおそれなしとしないのでございます。

私は、以上申し上げましたような見地より、本法案につきまして総理並びに自治大臣の見解をただしたいのでございまして。

まず総理にお伺いいたします。

最近地域間の格差は正、あるいはまた大都市における人口と産業の過度集中の排除、地域における雇用の安定、こういったことのために地域開発が重要な施策となつてきております。そして、これに対応する広域行政制度の確立が各方面で問題となつているのであります。ところが、これに対して政府内部では各種の機関が重複いたしまして、まちまちの方向をたどつていまして、すなわち、臨時行政調査会では地方行政、その部会では地方行政府案、また地方制度調査会では道州制案、首都圏整備委員会におきましては首都圏庁案、自治省では事業団と二、三府県の合併案、そしてこの地方行政連絡會議法案、総理府では近畿圏整備法案、そしてそれにさらに加えて建設省では、建設省設置法の一部改正でもって出先機関の強化を期してあります。河川法の改正で府県固有の権限を剝奪しようといはれております。農林省では、さきに設置法の一部改正でもって、これまた出先機関の強化をはか

り、そのほかに水資源公団法であるとか新産業都市建設促進法であるとか、低開墾地域工業開発促進法であるとか、こういったたものに基づく広域制度等々、全く不統一、無方針の限りでございまして、しかも、法案作成の過程におきましては、各省のなわ張り争いがわきまわいたしまして、その結果、法案は支離滅裂、まことに醜態の限りでございます。地方自治というべきをハゲタカが寄つてたかつて食い荒らしているというふうな姿でございます。(拍手)しかも、その方向はおそろべき地方自治の否定であり、官治行政への移行でございます。

一体総理は、この状態にどう対処されるつもりでございませうか。その善処の方法をこの際、明らかにせられたいのであります。(拍手)また地方自治擁護のためまえより、広域行政制度のあり方に対する基本方針といふものを、この際、明らかにせられたいのでございまして。

次に、自治大臣にお伺いいたします。この法律案は、自治省三年来の宿願であつたのであります。そしてそれが目の目を見たのがようやく今日であります。ところがこれをみますると、当初の構想からはるかに後退いたしております。連絡會議は決議機関でもなく、審議機関でもなく、単なる話し合いの場所にすぎず、これでは俗に言うところの、めしを食う会合に終わるのであります。一体、なぜこのような骨抜き法案を提出されたのであります。また、この程度の法律で所期の目的を達成することがはたしてできるものでありませうか。この点をまずお伺いしたいのであります。

次に、この法律案提出までの三年來の経過よりして、地方制度調査会の答申、例の道州制へのワン・ステップにするという意見もございまして、このことは、地方自治体でも真剣に心配いたしておるところでございます。大臣は、参議院の委員会におきまして、この法案は実施してうまくいかなかったら別の方法を考える、このように答えておられるのであります。一方、別の方法とは何でありませうか、あるいはこのことは何を意味するのか、あわせてこの際お答え願ひたいのでございまして。

さらに、この法案が広域行政制度としていたした役割を果たすとは考えられないにもかかわらず、それでもなおこのようにして提案してきたのは、結局、各省の例のハゲタカによる地方自治侵害を食い止めようとするねらいなのかどうか、賛否の態度に大きく影響いたしますので、ひとつ事直にお答え願ひたいと存じます。(拍手)

また、最近閣僚が各地において府県合併を強調し、合併こそが唯一の広域行政制度である、こういったような印象づけをいたしておるのであります。自治省もこれに追随いたしまして、例の二、三合併に踏み切つた様子でございますが、これはあまりにも軽率である。そもそも、憲法が承認する地方公共団体といふものは、地方自治法にいう普通地方公共団体としての都道府県、市町村等であつて、特別区であるとか財産区であるとか一部事務組合、こういったものは法律が認めたものであります。そこで、この基礎的な団体である市町村や都道府県の合併というものを、一部財財だけの意向により、

あるいはまた関係自治体とその住民の意思をはからずして、中央政府の一方的な意思によって押しつけようとする態度こそは、地方自治の本旨にもとる態度であります。(拍手)大臣の所見を承りたいのでございます。

また、広域行政制度のあり方として、現在の都道府県の主権というものをそのまま認めながら、府県連合ないし市町村連合等の共同処理方式をとって、それに特別地方公共団体としての法人格を与えて、下世話にいうならばEBCの国内版といったようなものを構想して、住民自治と広域行政との調整をはかるべきだと考えるのであります。が、一体この点はどうか、大胆にひとつ篠田大臣の所見を伺いたいののであります。

最後に、最近の広域行政が産業振興の整備に偏向いたしましたとして、住民の生活基盤の整備がおろそかになり、交通地獄でありますとか、あるいはスモッグの災害であるとか、水飢饉であるとか、凶悪犯罪等の統出であるとか、まさに住民生活が危機に瀕しておるのをごさいます。が、地方自治本来の目的が無視されている点に留意して、産業開発上の見地よりの九ブロック地域割りにこだわることなく、より効果的なブロック割りとする考えはないかどうか、このことをお伺いいたしまして、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

最近の社会、経済の急速な発展と成長に伴いまして、いま御質問の広域経済行政の問題が起こつてきておるのであります。新しい課題でござります。

しこうして、この問題につきましましては、各種の行政機関が密接に連絡していろいろ研究し、そして適切な答申が出されることを私は望んでおるのであります。したがって、臨時行政調査会、地方制度調査会等に諮問いたしますと同時に、関係各省あるいは関係各機関が国全般あるいは地方の総合調整ということにつきましまして今後十分検討していただきまして、適切な広域行政についての結論を出したい。私は考えております。(拍手)

○国務大臣(篠田弘作君) 阪上議員の

第一の御質問は、今度の連絡会議というものが地方自治の本旨を無視し、やがて道州制につながるものではないかという御問題であらうと思ひます。

ただいま総理大臣が申されましたように、経済の成長発展あるいは地域の開発、あるいはまた文化の進歩、犯罪の捜査、あらゆる意味におきまして広域行政が必要であるということ、おそろく阪上議員も認めておられるところであらうと思ひます。そこで、現在いろいろな案が考えられておるようでありまますけれども、現在の制度のもとにおきましてこの広域行政の目的を達し、あるいはまたその能力をあげ、民衆的な方法によつてこれを行なうためには、地方公共団体を中心といたしまして、これに優先機関を加えて、一々東京まで来て陳情をしたり、そういうことをしなくともいいようにするということが、私は、第一の広域行政の目的達成のために必要ではないか。そういう意味で、今度のものも地方の公共団体、府県知事等が中心となつておるのでありますから、決してこれは天下り

的なものでもないし、また、国の機関を主としたものでもござりません。で、私は、これはいわゆる地方の自治精神というものを侵すものではないと考えております。これは飯を食う会ではないかとおっしゃいますが、飯を食うような会も従来たびたびやつております。しかし、そういう散発的な会でありましては、ほんとうの目的を達することできません。これを組織的に、かつ恒常的に法律をもつてきめるといふことが必要であると思ひまして、今回この法案を提出した次第でござります。

次に、広域行政という目的を達するためには、本法案では十分ではないかというお話でござります。自治大臣は参議院の委員会において、この方法がまづければ別の方法を考えると云つた、そういうお話でござります。が、別な方法と考えるといふことではござりません。少なくとも、現在の組織のもとにおきまして、地方の自治の精神を尊重しながら能力をあげていくということをお考えなす。これはもちろん最善の案とは思つておりません。これよりもっといい案があれば、もっといい案をやるにやぶさかではありません。しかしながら、現在の行政組織、地方自治体の状態においては、この段階ではこれが最善の案であるということをお考えまして提出した次第でござります。それから、府県制の将来につきましまして、何か政府あるいは中央が一方的に、現在の府県制度はまづいから合併しろ合併しろといふことを言つておる、こういうお話であります。が、そういうことは、政府といたしましても、一ぺんも申し上げたことはござりませ

ん。ただ最近、広域行政の必要から、各府県におきましてそういうような機運が盛り上がりつておるといふことは事実でござります。それは財界の発言であるか、あるいはまた言論界の発言であるかは別といたしまして、少なくとも、地域住民の中からそういう声が起こつておるといふことは、これは事実でござります。そこで、政府といたしましては、現在のいわゆる府県制度といふものが、広域行政の目的達成のために十分な理想的な案であるといふふりには考えておらないのであります。

そこで、そういう自発的な問題に對しましては、できるだけ指導をしたいといふふうに考えておるのであります。しかし、この場合も、憲法において、いわゆる府県の合併といふものをやる場合には、当然住民の投票によらなければならぬという規定もござります。政府が一方的にそういうことをやろうとしても、現在の憲法はそういうことを許しておりません。そういう面から、将来そういう問題が起こつたときには、できるだけ、地域住民の利益のために、そういう声を反映するように指導したいといふことを現在考えておるのでござりまして、われわれのほうから一方的にそういうものを押しつけようという考えは毛頭ござりません。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 日本原子力船開発事業

国法案(内閣提出) 日程第一、日

○副議長(原健三郎君) 日程第一、日

日本原子力船開発事業国法案

本原子力船開発事業国法案を議題といたします。

日本原子力船開発事業国法案

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本原子力船開発事業国法案

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 役員等(第十一条—第二十二條)

第三章 業務(第二十三條—第二十四條)

第四章 財務及び會計(第二十五条—第三十四條)

第五章 監督(第三十五条—第三十六條)

第六章 雑則(第三十七條—第四十條)

第七章 罰則(第四十一条—第四十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本原子力船開発事業団は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本原子力船開発事業団(以下「事業団」といふ)は、法人とする。

(事務所) 第三条 事業団は、主たる事務所を東京部に置く。 2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。 (資本金) 第四条 事業団の資本金は、一億円と事業団の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。 2 政府は、事業団の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。 3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。 4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。 (出資証券) 第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。 2 出資証券は、記名式とする。 3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。 (持分の払戻し等の禁止) 第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。 (定款) 第七条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。	二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 役員及び顧問並びに會議に關する事項 六 業務及びその執行に關する事項 七 財務及び會計に關する事項 八 公告に關する事項 九 定款の変更に関する事項 2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (登記) 第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (名称の使用制限) 第九条 事業団でない者は、日本原子力船開発事業団という名称を用いてはならない。 (民法の準用) 第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。 第二章 役員等 (役員) 第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。	(役員の職務及び権限) 第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。 2 専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行なう。 4 監事は、事業団の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命) 第十三条 理事長及び監事は、原子力委員会の意見をきいて、主務大臣が任命する。 2 専務理事及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。 (役員の任期) 第十四条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。 2 役員は、再任されることができ、(役員)の欠格事項)	第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長 二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。) 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、事業団と取引上密接な利害關係を有するもの若しくは海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) (役員)の解任) 第十六条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長及び監事にあつては、原子力委員会の意見をきいて、専務理事及び理事にあつては、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。	の認可を受けて、その役員を解任することができる。 一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があると認められるとき。 (役員)の兼職禁止) 第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (代表権の制限) 第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。 (代理人の選任) 第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (顧問) 第二十条 事業団に、その業務の運営に關する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。 2 顧問は、学識経験がある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。 (職員)の任命) 第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。 (役員)等の公務員たる性質) 第二十二条 事業団の役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に
---	---	--	--	---

つては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと。

二 前号の規定により建造される原子力船の乗組員の養成訓練を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に関する調査及び研究を行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五 前四号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第六号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、主務大臣が定める原子力船の開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

2 主務大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、原子力委員会等の決定を尊重しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけない限りならない。

(書類の送付)

第二十八条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)
第三十条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十一条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十二条 事業団は、総理府令・運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当

の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令・運輸省令への委任)
第三十四条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令・運輸省令で定める。

第五章 監督
第三十五条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)
第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所若しくは船舶に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第三十七条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができうる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣)
第三十八条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

(科学技術庁長官への委任)
第三十九条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第四十条第三項、第七条第二項、第二十三条第二項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の規定による認可
二 第二十七条第一項又は第三十三条の規定による承認
三 第三十一条第一号の規定による指定

四 第三十六条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査
(大蔵大臣との協議)
第四十条 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)及び運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

昭和三十一年五月十七日 衆議院會議録第二十四号 日本原子力船開発事業団法案

七五六

- 一 第四條第三項、第七條第二項、第二十三條第二項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。
- 三 第二十七條第一項又は第三十三條の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第三十一條第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 五 第三十二條又は第三十四條の規定により総理府令・運輸省令を定めようとするとき。
- 第七章 罰則
- (罰則)
- 第四十一條 第三十六條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
- 第四十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
- 一 この法律により内閣総理大臣(第三十九條の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)及び運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第八條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 第四十三條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。
- 附則
- (施行期日)
- 第一條 この法律は、公布の日から施行する。
- (廃止)
- 第二條 この法律は、昭和四十七年三月三十一日までに廃止するものとする。
- (事業団の設立)
- 第三條 主務大臣は、第十三條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 第四條 主務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第四十條の規定は、前項の認可をしようとする場合について準用する。
- 第五條 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に對し事業団に對する出資を募集しなければならない。
- 2 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に對し設立の認可を申請しなければならない。
- 第六條 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に應じた政府以外の者に對し、出資の払込みを求めなければならない。
- 2 設立委員は、出資の払込みがあつた日において、その事務を附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 第七條 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第八條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。
- (経過規定)
- 第九條 この法律の施行の際現に日本原子力船開発事業団という名称を使用している者については、第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- 第十條 事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。
- 第十一條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
- (地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
- 第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二十四條第二項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。
- (登録税法の一部改正)
- 第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九條第七号中「新技術開発事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を、「新技術開発事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団法」を加える。
- (所得税法の一部改正)
- 第十四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第一項第十号中「畜産振興事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。
- (法人税法の一部改正)
- 第十五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第一項第七号中「及び畜産振興事業団」と、「畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。
- (地方税法の一部改正)
- 第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二條の五第一項第七号中「及び畜産振興事業団」を、「畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。
- (行政管理局設置法の一部改正)
- 第十七條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第十二号中「新技術開発事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。
- (運輸省設置法の一部改正)
- 第十八條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二の次に次の一号を加える。
- 十六の三 日本原子力船開発事業団を監督すること。
- 第二十四條第三号の次に次の一号を加える。
- 三の二 日本原子力船開発事業団に関すること。
- (科学技術庁設置法の一部改正)
- 第十九條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第八号中「及び原子燃料公社」を、「原子燃料公社及び日本

原子力船開発事業団に改める。

理由

原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与するため、日本原子力船開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会理事佐々木義武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 たいい議趣となりました日本原子力船開発事業団法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、原子力基本法の精神にのっとり、原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することを目的とするものであります。

その要旨について簡単に申し上げますと、本事業団は、政府及び民間の共同出資の特殊法人でありまして、その当初資本金は、昭和三十八年度に予定されている政府出資一億円と民間出資予定額約五千万円の合計額約一億五千万円であり、役員は、理事長、専務理事各一人、理事三人以内及び監事一人を置き、その業務は、原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと、乗組員員の養成訓練を行なうこと、これ

らの業務に関する調査研究、成果の普及を行なうこと等であり、また、業務の運営については、原子力委員会の決定を尊重して、主務大臣が定める基本計画に基づいて行なうことといたしております。なお、本法案は昭和四十七年三月三十一日までに廃止するものとしております。

委員会におきましては、去る二月十四日本案の付託を受け、二月二十日近藤國務大臣より提案理由の説明を聴取し、以来本案審査において、政府側より、原子力船の開発利用はあくまで平和利用であり、アメリカ合衆国原子力潜水艦寄港問題とは別個の問題であることが明らかにされ、また、参考人から意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なったのであります。その詳細は会議録に譲ります。

かくして、昨日、質疑を終了し、採決を行なった結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案により、政府は、日本原子力船開発事業団法の施行にあたっては、原子力基本法に示された平和目的に限ること、開発計画の実施にあたっては、民主、自主、公開の三原則にのっとり、国産技術を活用すること、原子力船の安全性の確保については、その万全を期すべき旨の附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、また、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬一郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「日下部簡易裁判所」を「山梨簡易裁判所」に、

「石動簡易裁判所」を「小矢部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「富山県西礪波郡石動町」を「小矢部市」に、「小倉市」を「北九州市小倉区」に、「八幡市」を「北九州市八幡区」に、「門司市」を「北九州市門司区」に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小金井市」を「小金井市小平市に改め、「小平町」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郡の内」及び同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「美園村」を削り、同表栃木簡易裁判所の

管轄区域の欄中「岩舟村」を「岩舟町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「野木村」を「野木町」に改め、同表足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「足利郡」を削り、同表日下部簡易裁判所の名称の欄中「日下部」を「山梨」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「登美丘町」を削り、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「千種区」を「千種区守山区」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を削り、同表石動簡易裁判所の項を次のように改める。

小矢部	富山県の内 小矢部市 西礪波郡の内 福岡町
直方	福岡県の内 直方市 北九州市の内 八幡区大字木屋瀬、野面、笹田及び金剛鞍手郡
小倉	福岡県の内 北九州市の内 小倉区 八幡区(大字木屋瀬、野面、笹田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永大丸、香月、楠橋、馬場山及び畑を除く) 戸畑区 若松区
折尾	福岡県の内 北九州市の内 八幡区大字折尾、本城、陣原、則松、永大丸、香月、楠橋、馬場山及び畑 中間市 遠賀郡

昭和三十八年五月十七日 衆議院會議錄第二十四号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 地方財政法の一部を改正する法律案

七五八

門司

福岡県の内
北九州市の内
門司区

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸を求めます。法務委員会理事林博君。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔林博君登壇〕

「宇久町 江迎町 鹿町町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町」に改め、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江迎町 鹿町町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「栖木村を「栖木町」に、「姫戸村」を「姫戸町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇論

○林博君 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における市町村の廃置分合、交通の利便等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするものであります。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。
 本案は委員長報告のとおり決するに
 御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
 認めます。よつて、本案は委員長報告
 のとおり可決いたしました。

地方財政法の一部を改正する法律
 案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急
 動議を提出いたします。
 この際、内閣提出、地方財政法の一
 部を改正する法律案を議題となし、委
 員長の報告を求め、その審議を進めら
 れんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君
 の動議に御異議ありませんか。

第二十七条第一項中「その他の建設事業」の下に「(高等学校の施設の建設事業を除く。)」を加える。

第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問はず、その負担を転嫁してはならない。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(被害復旧事業に係る地方債の特例)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方財政法(以下この項において「新法」という。)第二十七条第一項の規定は、都道府県がこの法律の公布の日までに改正前の地方財政法第二十七条の規定によりした処分で当該処分に基づき市町村の負担金額の支出が昭和三十一年四月一日以後になされる

その内容は、第一に、山梨県の目下
部簡易裁判所及び富山県の石動簡易裁
判所の名称を変更すること、第二に、
名古屋簡易裁判所外五簡易裁判所の管
轄区域を変更すること、第三に、下級
裁判所の設立及び管轄区域に関する別
表について所要の整理を行なうことで
あります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方財政法の一部を改正する法律案

第三十三條の三 地方公共団体が地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第五十三條の規定により負担し、若しくは同法第五十三條の三第一項の規定により支弁するのために要する経費又は都道府県が

ものに、新法第二十七条の三の規定は、この法律の公布の日までになされた都道府県と住民との契約に基づいて住民に負担させる場合でその契約の履行が昭和三十九年四月一日以後になされるものについては、適用しない。

郡を、標津郡、野付郡に、同表普通
寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴
南村」を「琴南町」に改める。

さて、法務委員会におきましては、
去る三月二十日日本案が参議院より送付
されまして以来、慎重審議を重ねまし

右
国会に提出する。
昭和三十八年三月二十八日

同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費については、第五条の規定に

3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のよ

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

かくて、昨日、質疑を終了し、討論なく、直ちに採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案どおり可決せられました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

地方財政法の一部を改正する法律
地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正す

もつてその財源とすることができ
る。

「(4) 国庫の負担金を受けて施行
二十七年法律第九十六号)第三
なう当該計画に基づく事業に依

第十二条第二項の表測定單位の數値の算定の基礎の欄中

〔4〕国庫の負担金を受けて施行した特殊土じより、昭和二十七年法律第九十六号第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三條第一項の事を行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に臣の指定するもの(以下「特殊土じより対策事業償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

理由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、都道府県立高等学校の施設の建設事業費については、これを市町村に負担させ、又は住民に転嫁してはならないこととし、及び地方公共団体以外の者が施行する被害復旧事業につき地方公共団体が負担等をするために要する経費について、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十一年五月十七日 衆議院会議録第二十四号

衆議院会議録第二十四号

地方財政法の一部を改正する法律案 屋外広告物法の一部を改正する法律案

七五九

に、「及び特殊土じより対策事業費又は地方公共団体以外の者が施行する被害復旧事業につき同法第五十三條第三項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起した地方債(以下「元利償還金」といふ)の当該年度における元利償還金

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事高田富興君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高田富興君登壇〕

○高田富興君 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案の内容は、
第一に、都道府県は、都道府県立高等学校の施設の建設事業費について、これを市町村に負担させ、または住民に転嫁してはならないものとするものであります。

第二に、地方公共団体以外のものが施行する被害復旧事業につき、地方公共団体が支出するために要する経費については、当分の間、地方債を発行することができるとすることともに、従来から認められていた地方公共団体の実施する被害復旧事業に要する経費についての地方債及び今回認められた地方債の元利償還金の一部を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しようとするものであります。

の実施する被害復旧事業に要する経費についての地方債及び今回認められた地方債の元利償還金の一部を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しようとするものであります。

本案は、三月二十八日本委員会に付託され、五月七日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來慎重に審議いたしました。審議の詳細は会議録に譲ります。

五月十七日、質疑を終了、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
この際、内閣提出、参議院送付、屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられ

ました。
屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題といたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬 一郎殿

屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「都道府県は」の下に、「条令で定めるところにより」を加える。

第七条に次の一項を加える。
第三 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかなに該当しないと認められるにもかかわらず、はることを禁止された場所にははられていて、条令で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらず、その許可を受けないではられているとき、その他そのはり紙が第三条から第

五条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはられていると認められるときに限る。

附則
この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事加藤高蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔加藤高蔵君登壇〕

○加藤高蔵君 ただいま議題となりました屋外広告物法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近市街地等において、ビラ、ポスター等で都道府県の条例に違反したもののがはらんとし、美観風致を著しくそこなっている実情にかんがみ、これら違反の張り紙について、行政執行法の手続によることなく、すみやかに除却できるよう所要の改正を行なうとすることを要するものであります。

その内容は、市街地等において屋外広告物法に基づく都道府県の条例に違反して張られた張り紙の除却は、都道府県知事みずから、またはその命じた者もしくは委任した者が直ちにを行なうことができるようにしたものであります。ただし、この処分は、一般行政処分と異なり、違反の事実が明らかなるものに限り適用することとしたしております。

以上、本案の内容について御説明申し上げましたが、本案は、参議院先議のため、三月四日に本委員会に予備付

昭和三十八年五月十七日 衆議院會議第二十四号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

託され、三月二十日本付託となり、五月十五日その審議に当たりました。委員会は、会議員の審議の詳細につきましても、五月十五日本案に対する質疑を終了し、本十七日、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

大蔵大臣 田中 角榮君

通商産業大臣 福田 一君

自治大臣 篠田 弘作君

出席府委員長

内閣法制局長官 林 修三君

第三部長 吉國 一郎君

科学技術政務次官 内田 常雄君

法務政務次官 野本 品吉君

通商産業省 佐橋 滋君

企業局長 松澤 雄藏君

建設政務次官 松澤 雄藏君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨十六日、本院は電波監理審議会委員に秋山龍君及び古賀逸策君を任命することと同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、昨十六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 猪俣 浩三君(理事井伊誠一君昨十六日理事辞任につきその補欠)

社会労働委員会

理事 八木 一男君(理事小林進君昨十六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

上村千一郎君 馬場 元治君

片山 哲君 安藤 覺君

谷垣 專一君 田中幾三郎君

大蔵委員

安藤 覺君 芳賀 貢君

馬場 元治君 栗林 三郎君

文教委員

前田榮之助君 中村 英男君

社会労働委員

中村 英男君 肥田 次郎君

農林水産委員

栗林 三郎君 芳賀 貢君

建設委員

田中幾三郎君 片山 哲君

(常任委員補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

谷垣 專一君 安藤 覺君

田中幾三郎君 馬場 元治君

上村千一郎君 片山 哲君

大蔵委員

馬場 元治君 栗林 三郎君

安藤 覺君 芳賀 貢君

文教委員

中村 英男君 前田榮之助君

社会労働委員

肥田 次郎君 中村 英男君

農林水産委員

芳賀 貢君 栗林 三郎君

建設委員

片山 哲君 田中幾三郎君

日本原子力船開発事業団法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、原子力基本法の精神にのっとり、原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することを目的とするもので、その大要は次のとおりである。

1 本事業団は、政府及び民間の共同出資の特殊法人であり、その当初資本金は昭和三十八年度に予定されている政府出資一億円と民間出資予定額約五千万円の合計約一億五千万円である。

2 本事業団の役員は、理事長、専務理事各一人、理事三人以内及び監事一人であり、理事長及び監事は、主務大臣が原子力委員会の意見をきいて任命し、専務理事及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。

と改名されている。出資金として一億円が計上されている。

昭和三十八年五月十六日

科学技術振興対策特別 寺島隆太郎

委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

日本原子力船開発事業団法案に対する附帯決議

政府は、日本原子力船開発事業団法の施行にあたっては、左記諸点を厳守し、実施に遺憾なきを期すべきである。

一、原子力船の開発利用は、あくまで、原子力基本法第二条に示された平和目的に限られるべきものであること。

二、開発計画の実施にあたっては、民主、自主、公開の三原則にのっとり、特に動力炉については、国産技術を活用すること。

三、原子力船の安全性の確保については、陸上の原子炉施設の場合と同様慎重に扱い、またその運航についても万全を期すること。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、最近における市町村の廃置分合、交通の利便等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正をしようとするものである。

改正点は、
第一、山梨県の目下簡易裁判所及び富士山の石動簡易裁判所を、山梨簡易裁判所、小矢部簡易裁判所とそれぞれ改称すること。

第二、名古屋簡易裁判所は五簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

第三、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表第四表及び第五表について所要の整理を行なうこと。

二 議案の可決理由

本案は国民の利便及び裁判事務上の便宜のため、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年五月十六日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長清瀬 一郎殿

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体の財政秩序の適正化を図ること及び石炭鉱害復旧事業の実施に伴う関係地方公共団体の財源の充実を図ることを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 都道府県は、都道府県立高等学校の施設の建設事業費について、これを市町村に負担させ、

又は住民に転嫁してはならないものとする。

2 鉱害復旧事業団など地方公共団体以外の者が実施する鉱害復旧事業につき、臨時石炭鉱害復旧法の規定により地方公共団体が負担し、支弁し、又は補助するために必要な経費については、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができるとすること。

3 地方公共団体が施行する鉱害復旧事業に要する経費に充てるため起こした地方債及び前項の地方債の元利償還金の一部については、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

二 議案の可決理由

都道府県と市町村間、又は都道府県と住民間の財政秩序の適正化を促進させ、地方財政のより健全な運営を確保すること及び最近の石炭鉱害復旧事業の実施に伴う地方公共団体の経費負担の状況にかんがみ、関係地方公共団体に対しその所要財源の充実を図ることを内容とする本案は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年五月十七日

地方行政 委員 永田 亮一

衆議院議長清瀬 一郎殿

屋外広告物法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
議案の要旨及び目的

国土の美観風致を維持するための屋外広告物の取締まりは、現在、都道府県の条例によつて行なわれているが、最近、市街地等において、ビラ、ポスター等で条例に違反したものが氾濫して、美観風致を著しくそこなつている実情にかんがみ、これを行政代執行法の手続きによることなく、すみやかに除却できるよう改めようとするものである。

その内容は、市街地等において明らかに都道府県の条例に違反しているのはり紙については、都道府県知事みずから、又はその命じた者若しくは委任した者がただちに除却できることとしたものである。

二 議案の可決理由

本案は、最近、条例に違反したはり紙が氾濫している実情にかんがみ、市街地等の美観風致の維持を確保するための措置として、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年五月十七日

建設委員長 福永 一臣

衆議院議長清瀬 一郎殿

衆議院会議録第二十二号中正誤

ペジ 行 誤 正
三七 一 末 施行がされ が施行され
三九 三 三 全部で配置 全部配置
四〇 五 九 わすか わすか

昭和三十八年五月十七日 衆議院会議録第二十四号 議案に関する報告書

昭和三十一年五月十七日 衆議院會議録第二十四号

七六二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし、紙は二十円)
(送料と)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 六六六六

官報課